

当院の診療・施設基準に関する情報

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている「保険医療機関」です。

- ・受診の際はその都度、必ず保険証を受付にお出しください。※持参なき場合は、普通料金を申し受けます。
 - ・保険証および保険証の記号・番号が変わった時は、すぐに受付に新しい保険証をお出しください。
 - ・自費予防接種（带状疱疹ワクチンなど）と健康診断等は、健康保険では取り扱うことができません。
 - ・その他不明な点は窓口にておたずねください。
 - ・治療や検査の内容によって呼びする順番が変わる場合がございますので、ご了承ください。
 - ・電話でご相談等をいただいた場合、健康保険法の規定により、料金をいただきます。
- なお、時間外・深夜・休日の場合は対応する加算を算定いたします。

当院では患者様に安心して受診いただけるように、下記の事項に取り組み厚労省の指導に基づき、

- ・明細書発行体制加算
 - ・夜間・早朝等加算
 - ・時間外対応加算 3
 - ・機能強化加算
 - ・一般名処方加算
 - ・外来感染対策向上加算
 - ・連携強化加算
 - ・情報通信機器を用いた診療
 - ・医療 DX 推進体制整備加算
 - ・医療情報取得加算（オンライン資格確認）
 - ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
 - ・地域包括診療加算
 - ・在宅医療情報連携加算
- の算定・実施をしております。

■かかりつけ医制度・機能強化加算・生活習慣病管理について

当院ではかかりつけ医機能を有する医療機関として、かかりつけの患者様に以下の取り組みをおこなっております。

- ・他の医療機関の受診状況及び処方されている医薬品を把握した上で、服薬管理等を行います。
- ・健康診断の結果等の健康管理に関するご相談に対応いたします。
- ・必要に応じて、専門医師・専門医療機関への紹介を行います。
- ・介護・保健・福祉サービスに関するご相談に対応します。
- ・夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。
- ・医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関を検索することが可能です。
- ・当院では患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。

■医療情報取得加算（オンライン資格確認）

当院はオンライン資格確認システムを利用できる診療体制を整えており、厚生労働省より通達のあった診療報酬改定を受け、医療情報取得加算を算定しております。マイナンバーカードを健康保険証としてご登録・ご利用いただくことで、過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報などを取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

■情報通信機器を用いた診療

ガイドラインに則り情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はい行いません。

■診療明細書

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、診療明細書を無料で発行しております。診療明細書とは診療内容や薬の種類などの医療費の詳しい内容が記入された明細付きの領収書です。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても発行いたしますので、ご希望される際はお申し出ください。ただし発行にはお時間を要しますので、お支払いの順番が前後し、お待ちいただくことがあることをご了承ください。様宜しく願い申し上げます。明細書の発行が不要な方は受付にお申し出ください。

■夜間・早朝等加算・時間外加算

下記の時間帯に受付をされた場合は、当院の診療時間であっても、また予約診療であっても夜間・早朝等加算または時間外加算の取り扱いとなりますのでご了承ください。月火水金・20 時以降、木土・12 時以降、その他・休診日

※標ぼう時間外に受付をされた場合は当院診療時間でも対象となります。

■医療 DX 推進の体制に関する取組事項

当院では、オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、また、電子処方箋及び電子カルテ共有サービスを導入し、質の高い医療の提供を行う診療体制の構築を目指しています。

当院では医療 DX の推進に伴い医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。

当院での取り組み事項

レセプトオンライン請求の実施・オンライン資格確認等の実施および取得データの活用体制の整備

電子処方箋の発行体制の整備・電子カルテ情報共有サービスの活用体制の整備

マイナンバーカードの健康保険証利用に関する一定の実績

■院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方：感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、感染防止対策を医院全体として取り組み、医院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染防止対策のための医院の組織に関する基本事項：当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染管理者のもと感染防止対策部門を設置し、感染防止に係る日常業務を行い、且つ週 1 回院内の定期巡回を行い感染防止対策の実施状況を把握しています。尚、感染対策防止部門は当院の医療有資格者である医師と看護師から編成しております。

3. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針：職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年 2 回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針：法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染防止対策部門で検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針：院内感染が発生または疑われる場合は、感染防止対策部門が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 抗菌薬の適正使用に関する基本方針：当院では、「抗微生物薬適正使用の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）を参考に、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

7. 他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針：院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの見直し、改訂を行います。

■一般名処方に関するお知らせ

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。安定してお薬を服用していただくため当院では、医薬品の有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

■後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。この機会に後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。

・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者様負担と合わせてお支払いいただきます。

・先発医薬品を処方、調剤する医療上の必要があると認められる場合は、特別の料金は発生いたしません。

■お問合せ先：06-6931-6123（診療時間内）

内科・消化器内科・循環器内科・小児科 若松医院 院長 若松隆宏
診療日・診療時間 月火水金 9:00～12:00/17:00～20:00 木土 9:00～12:00